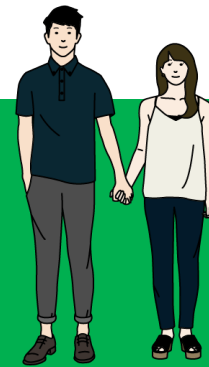


いちはら結婚新生活応援事業

市原市は新婚家庭の
新しい生活を応援します！

市原市は若者が安心して暮らせるまちへ向けて、結婚して新生活をスタートさせたいという若者を応援する、新たな制度を令和元年10月より開始しました。

若者が結婚を機に市内に定住するとき、新生活に必要な住居費や引っ越し費用の一部を補助します。

令和4年1月1日以降に各要件を満たした人が対象となります。

◇主な対象要件

- 夫婦の年齢がともに39歳以下。
- 夫婦の所得の合計が400万円未満。
(※住宅を取得した方の場合は550万円未満)
- 夫婦ともに市町村税の滞納がない。
- 制度利用後3年以上継続して市内に居住する。
- 令和4年1月1日以降に入籍し、住宅の取得・賃借、引っ越し、住民票の異動を完了している。
- 夫婦が市内で同居している。

◇対象経費と補助額

住宅の取得（新築または購入）や賃借（賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料）、リフォーム、引っ越しに要した費用に対し、1世帯当たり下表の金額を上限として補助します。

区分	補助基本額	加算額		
		夫婦のいずれかが 市外から転入した場合	中古住宅を 購入した場合	居住誘導区域内に 住宅を取得した場合
賃貸・リフォーム (所得400万円未満)	30万円	—	—	—
新築・購入 (所得550万円未満)	50万円	50万円	10万円	10万円

◇申請方法・申請期間

住宅政策課にある申請書（市ウェブサイトからダウンロード可）に必要事項を書き、必要書類を添えて窓口で申請する。なお、対象要件の確認を行いますので、事前に相談してください。

申請期間：令和4年6月1日（水）～令和5年3月31日（金）

※予算額の上限に達し次第、申請受付終了となります。

（事前相談は補助金交付を確約するものではありませんので、お早めにご申請ください。）

◇住宅金融支援機構との連携

住宅ローン「フラット35地域連携型」の金利優遇が受けられます。

利用するときは、住宅購入時の借入契約前に必ず事前相談の上、利用申請をしてください。

◇問合せ・相談窓口

市原市役所 住宅政策課 第1庁舎3階 〒290-8501 市原市国分寺台中央1-1-1

Email : juutaku@city.ichihara.lg.jp TEL:0436-23-9841 FAX: 0436-21-1478

※事前相談や申請予約は市ウェブサイトから行えます！ 詳細はこちらよりご確認ください⇒

